

ふたば便り

旭川事務所：旭川市神楽 2 条 7 丁目 4-18

札幌事務所：札幌市北区北 7 条西 6 丁目 2-34 SK ビル 7F

東京事務所：東京都港区港南 2 丁目 15-1 品川インターシティ A-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

2011 年 2 月号 (Vol. 102)

今年の確定申告（平成 22 年分）の改正

改正点

(1) 寄付金控除の改正

寄付金控除の適用下限が 2,000 円に引き下げられました（改正前は 5,000 円）。

(2) 政党等寄付金控除の改正

(1) と同じく、適用下限が 2,000 円に引き下げられました（改正前は 5,000 円）。

【確定申告しなければならない人】

- ・サラリーマンで給与収入が 2,000 万円を超えている人
- ・給与を 2 か所以上からもらっている人
- ・給与は 1 か所からでも、それ以外の所得が 20 万円を超える人
- ・同族会社の役員やその親族などで、その会社から給与の他に利子や家賃などの支払いを受けている人
- ・給与から源泉徴収されていない人

【確定申告すると得な人】

- ・年末調整を受けたサラリーマンで、**医療費控除**の適用を受ける人
- ・年末調整を受けたサラリーマンで、**雑損控除（*）**の適用を受ける人
- ・年末調整を受けたサラリーマンで、**寄付金控除**などの適用を受ける人
- ・年末調整を受けたサラリーマンで、**住宅ローン控除**の適用を受ける人
- ・サラリーマンで**年の途中で退職し、再就職しなかった人**
- ・**株の配当**などから源泉徴収された税金が本来納付すべき税額より多い人
- ・**上場株式に係る配当所得と上場株式に係る譲渡損失**の損益通算をする人

* 雑損控除

災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合に受けられる控除です

参考までに、平成 23 年度（平成 24 年 3 月 15 日申告分）の扶養控除が大きく改正となっています。**給料の源泉徴収額は平成 23 年 1 月から変更しなければなりませんので、給与支給担当者にご留意ください。**

- ① 年少扶養親族に対する扶養控除の廃止
- ② 特定扶養親族の控除額の上乗せ廃止
- ③ 同居特別障害者に対する控除額の変更（40 万円→75 万円）

被扶養者の年齢	従来 of 控除額	今後の控除額
～15 才	38 万円	0 円
16 才～18 才	63 万円	38 万円
19 才～22 才		63 万円（←変更なし）
23 才～69 才	38 万円（←変更なし）	
70 才～	48 万円（同居の場合 58 万円）（←変更なし）	